

すべての学校図書館に 専任・専門・正規の学校司書の配置を

学校図書館は、一人ひとりの子どもの豊かな育ちと学びを支援していく教育の場です。今まで、その重要な役割を実現するため、各地で多様な実践が取り組まれてきました。

昨年度から実施の新学習指導要領では、「生きる力」をはぐくむという理念のもと、思考力・判断力・表現力の育成と言語活動が重視されるようになり、学校図書館が教育の中核として明確に位置づけられています。学校図書館に関わる専門の教職員が担う役割は、いっそう重要になってきています。

1997年の学校図書館法一部改正により12学級以上の小・中学校には司書教諭が発令されましたが、現状はほとんどの司書教諭は、学級や教科を担当しながらの兼務の状態であり、授業時間の軽減もなく、その職責を十分に果たすことができないのが実情です。

また、地域の保護者・市民の要求に応じて、学校図書館に自治体独自の学校司書が配置されてきましたが、正規採用は極めて限られ、多くは臨時的雇用の不安定な身分です。その上勤務時間・日数が少なく、なかには複数校を担当したり、雇い止めがあるなど、専門的な職務を継続するにはとても困難な状況です。

今年度は、初めて地方交付税による「学校司書配置のための財政措置」が生まれ、各地で活発な運動も見られますが、十分な効果が上がるまでには至っていません。しかし国が学校司書の重要性を認知し「学校司書」の文言を使うようになったということは、これまでの運動のひとつの成果の表れと見ることもできます。

私たちは、現状を改善し、一刻も早い理想的な学校図書館の実現を求めて、この集会において以下のことをアピールいたします。

1. すべての学校図書館に、専任・専門・正規の学校司書の配置を求めます。
2. 司書教諭の授業時数軽減、及び11学級以下の学校にも司書教諭の発令を求めます。
3. 学校図書館の蔵書充実と、学校図書館支援のための公共図書館資料費の確保、資料搬送を含めたネットワークづくりを望みます。
4. 学校図書館を含め教育に、国及び自治体の十分な予算措置を求めます。

以上